

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第2号

八幡浜市五反田地区内において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月15日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和5年12月8日午前10時42分ごろ、八幡浜市五反田1番耕地36番地2先路上において、市所有車両が駐車のため車を切り返していたところ、アクセルとブレーキを踏み間違え、駐車中であった相手方の所有する車両の側面部分に衝突し、損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額及び費用弁償の全額を市が相手側に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 303,171円

